

平成 30 年度人にやさしい街づくり推進委員会 会議録

日 時：平成 31 年 3 月 29 日（金） 午前 10 時から正午まで

場 所：愛知県自治センター 4 階 大会議室

出席者：委員 6 名、事務局 5 名、傍聴人 1 名、委員随員 1 名

1. 開会

（事務局）

定刻になりましたので、ただ今から平成 30 年度人にやさしい街づくり推進委員会を開催させていただきます。本委員会では、人にやさしい街づくりに関する施策の取組状況について事務局から説明させていただきますので、委員の皆様には幅広い視野からご助言をいただければと存じます。

議事に入る前に事務局よりご連絡申し上げます。この委員会は、人にやさしい街づくり推進委員会設置要領及び本委員会の傍聴に関する要領により、公開としております。本日の傍聴は 1 名でございます。

皆様のお手元には委員名簿をお配りしております。なお、前回からは 4 名の委員が代われています。まず、法学を専門とする学識経験者として、門脇 美恵委員が南山大学の豊島明子委員から代われています。また、各団体では、日本チェーンストア協会中部支部の岡山 正浩委員が渡辺 恭委員から、名古屋商工会議所の田口 一規委員が田中 豊委員から、公益財団法人愛知県老人クラブ連合会の日比 正光委員が櫻木 忠夫委員から代われています。

【新しい委員の挨拶】

（事務局）

なお、本日、4 名の委員が都合によりご欠席となっております。したがって本日のご出席は 6 名でございます。

【資料の確認】

それでは、始めに課長の成田からご挨拶申し上げます。

【課長挨拶】

2. 開会

（事務局）

それでは、この後の委員会の進行につきましては、委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

（委員長）

平成6年の条例制定当初から比べると人にやさしい街づくりが大きく変わってきた部分と未だできていない部分が混在している印象があります。そのようなことも本日の議事で垣間みられると思います。新しい委員も加わりましたので、積極的にご意見いただけると助かります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に従いまして、議事（1）の「人にやさしい街づくり施策の取組状況について」です。資料1の説明を事務局からお願いします。

（事務局）

それでは資料1の「人にやさしい街づくり施策の取組状況について」説明させていただきます。

【事務局より資料1について説明】

（委員長）

ありがとうございます。内容についてご質問やご意見等があればお伺いします。よろしくお願いいたします。

（委員）

先ほど説明では不適合の場合には督促を含めていろいろなアドバイスをされており、コンビニとドラッグストアの指導が多いということでした。具体的に多いと思われる項目や、改善が必要かと思われる項目がありましたら教えてください。

(事務局)

コンビニとドラッグストアは不適合項目が多いわけではありません。この二つは届出件数が多く、標準設計で作られていることから、本部を訪問して標準設計の修正をお願いしたということです。

(委員)

最近は大規模ショッピングセンターの中にコンビニやドラッグストアが入り、同じ空間で同居する可能性が高くなっています。ゼネコンに設計・監理をお願いしているので、最後の不適合の状況をショッピングセンター側で掴み切っていないことが多いです。ショッピングセンターはチェーン店のため、本社に一括してという形になると思いますが、出来ればディベロッパーにも伝わる形にして頂けるとお互い協力できるのではないかと思います。

(委員長)

貴重な意見をありがとうございます。本来必要なところに情報が届く仕組みはどう考えますか。

(事務局)

届出は設計者や施工業者が代理者である場合がほとんどですので、直接ディベロッパーに届く仕組みではありません。2,000㎡以上の大型ショッピングセンターはバリアフリー法がかかり、バリアフリー法の基準を遵守しなければ建設できませんので、ディベロッパーはある程度は知識や理解はあると思います。

窓口で届出を代理者に返却する際に、建築主やディベロッパーにも不適合の内容を伝えていただけるように指導・助言を継続して続けていきたいと考えています。

(委員長)

他はいかがでしょうか。

(委員)

資料1の見方を確認させてください。図1は整備計画の届出率の推移が示され、届出率があがっています。図1の棒グラフは愛知県管轄分の届出件数、図2

の棒グラフは全体の届出適合件数を示され、これらの相関はあまりありません。図1と図2の折線の相関を見ると、30年度は届出対象件数に対して87%の届出があり、その届出の内76%が適合しているということによろしいですか。

(事務局)

基本的にそのようになっています。

(委員)

29年度と30年度で届出率と適合率をかけた値を比べると、若干下がっています。そのように判断してよろしいでしょうか。

(事務局)

届出の審査が終わらないと適合、不適合がわからないので、届出時点では適合率は判断できません。届出率は届出時の数値で、適合率は届出審査後の数値のため、届出率と適合率のデータの時期が一致していません。

(委員)

図2の適合率76%の母数は、図1の届出率87%ではないということですね。図1では届出率が上がっていて、図2では適合率が下がっているということは、どのように評価したらよいのでしょうか。

(事務局)

届出率は、対象届出件数に対する届出件数の推移を見る指標で、届出の周知や督促を行うことで率が上がってきています。適合率は、届出件数の内、適合、不適合の判断がされた件数に対する適合件数の推移を見る指標で、不適合な届出に対しては窓口で指導・助言することにより適合率の向上を図っています。

(委員)

それぞれの指標はそれぞれの見る視点によって作られており、二つを繋げて見るのは適切ではないということですね。適合率の母数は届出件数ではないということですね。

(委員)

適合証の交付についてです。昨年度の議事録を拝見すると、前回の推進委員会でも適合証の交付率が低いと書かれています。H30年度は交付率が10%程度で、その原因について議事録に記載があります。事務局の回答として、「適合証の交付のメリットや事業者側の適合証交付へのモチベーションなどの要因が考えられます。このことは住宅計画課としての課題でもあります。」となっています。このやり取りを受けて、適合証の交付状況はどのようになり、その後のどのような取り組みをされているのか教えてください。

また、適合証の交付のメリットやモチベーションはどのようなものとして位置づけられ、その内容で十分なのかお聞かせください。

(事務局)

適合証の交付率向上の取り組みは、副本を代理者にお返しする際に建物が完成時に交付請求をしてもらえるようお願いしています。適合証を掲示することによって建物がバリアフリーになっていることを示す一定の効果はあると思います。一方で大規模な施設はバリアフリー法がかかり、建築基準関係規定によりバリアフリー化されているという現状もあります。

適合証については、税制のメリットがないことや適合証の請求の手間などの理由により、交付率が上がらないのではないかと思います。ただ少数ではありますが、届出時から適合証の交付を受けたいという事業者がいます。

(委員)

バリアフリー法で代替されているという認識でよろしいでしょうか？

(事務局)

2000 m²以上の建築物はバリアフリー法の対象になるので、バリアフリー法の基準に適合していることになります。

(委員)

適合証に限らず自主規制で行っている業界だと、会社のイメージとして適合していることを示すことで市場上のメリットがあると思います。誰に対してアピールできるかといった視点で適合証と考えると、施設を利用する一般の住民

の方だと思います。一般の方に対してこの施設は適合しているものだと認識してもらえることがメリットだと思います。

事業者に請求してもらうことも大切ですが、適合証を掲げている施設がどのようなものか一般の方にアピールする取り組みも必要だと思います。一般の方の認識が高まれば請求も増えてくると思います。一般の認知度が低ければ、請求するメリットはあまりないのではないかと思います。バリアフリー法に適合している施設なのでみんなわかっているとするのか、条例として進められるのかは施策上の問題だと思います。

(事務局)

事業者に公表してよいと確認した適合証を交付した施設については、県のHPで公表しています。HPで適合証を交付した施設を周知しているといった視点で啓発していくのも一つの考え方だと思います。

(委員)

皆さんに適合している施設を知っていただくのが公表の目的なのでしょうか。その場合、適合証の役割はどうなりますか。事業者に対する証明書みたいなものなのですか。

(事務局)

ご指摘の通り、両者の役割が明確ではありません。HPで公表されるので適合証を掲示する必要がないという考え方もあります。このあたりは事務局で考え方を整理していきたいと思います。

(委員長)

交付率10%は低いと思います。事業者のモチベーションによるものなのかわかりませんが、放っておくともっと下がってしまうのではないのでしょうか。呼びかけをして10%をキープしているのか、そのあたりの感触はどうですか。

(事務局)

呼びかけをしているから10%なのか、呼びかけをやめると下がってしまうのか、そのあたりは事務局でもわかっていません。

(委員)

10年ほど前に交付率が30%を超えている時期がありますが、事業者がこの制度に対してメリットを感じて交付率が高かったのでしょうか。その当時の状況はわかりますか。

(事務局)

昨年度も同様な話があり、過去の状況を調べてみましたが、原因がわかりませんでした。

(委員長)

他に意見はございませんか。ご質問がなければ、進行します。次の議事(2)は「付加条例の検討について」です。事務局から資料2の説明をお願いします。

(事務局)

それでは議事(2)に移ります。資料2をご覧ください。

【事務局より資料2について説明】

(委員長)

付加条例について、基本的な二つの考え方を示して頂きました。このことについてご質問、ご意見等があればお伺いします。

(委員)

この付加条例の取り組みについては、頑張って頂きたいです。先ほどの話にもありましたが、適合率が下がっているので付加条例化を進めて頂きたいと思います。代替基準を用意することについては大丈夫かなと思う点があります。基準に適合していないものに対して代替基準を設けて適合にすることは、適合率を上げるための措置となる危険を感じますがいかがでしょうか。

(事務局)

条例の仕様にあっていない機能を別の形で求めることを代替措置としています。基準を緩めて緩和するのではなく、仕様基準と同等のものを想定しています。

不適合なものを適合にさせるという意味で代替基準を考えていません。

(委員)

代替措置の具体的なイメージがわからないので、具体例を挙げてもらえませんか。

(事務局)

例えば小規模な施設に10cmの段差に対して1/15のスロープを設置する場合、スロープ長さは150cmとなります。そしてスロープ前後の平場が150cm必要になることから、合計で450cmの長さが必要になります。

敷地が狭く、規模も小さい建築物のスロープに対して、どのようなものが代替になるのかを考えるものです。

(委員)

委員長、専門家として何か考えるべきことはありますか。

(委員長)

想像するに今のような事例で杓子定規に基準に適用できない事例に遭遇されているのではないのでしょうか。バリアフリーを実現するために基準とは別のルートを作ろうと検討されているのだと思います。

段差が10cmで4.5mのスロープだと敷地内で確保できる場合は良いですが、狭小敷地だと困難な場合も多いと思います。県も懸念しているように本来の基準が骨抜きになるのは良くないので、そのあたりの検討に苦慮されているのではないかと思います。

(事務局)

代替措置により結果的に緩和になることを懸念されていると思います。愛知県の人街条例が他県の条例と比べて厳しいのも事実ですので、敷地が狭いことや他の条件なども考慮しながら代替基準を検討したいと考えています。現在の条例でも適用除外はあるので、代替措置はその適用除外の基準を予め示そうというものです。

(委員長)

他にいかがでしょうか。

(委員)

バリアフリー法の考え方や全体像は理解できます。誰に対してどのようなバリアフリーを目指すのかによって、その考え方も違ってくると思います。高齢者に対してはスロープや使いやすい階段、障害者には車椅子の視点などになると思います。最近では、働く女性、若年層、そして外国人に対してのバリアフリーもあります。誰をターゲットにするのかは、施設を持つ小売業者としても明確になっていません。そのあたりをもう少しわかりやすく説明してほしいと思います。例えばオストメイトは高齢者や障害者に対する配慮であることはわかりませんが、若年層に対しては個室になるのでいたずらや軽犯罪につながる環境を作ってしまうこともあります。

次にバリアフリーはコストが非常にかかります。先ほどの話でもあった適合率が上がってこない現状の中で、県行政として税制や補助金などを具体的に示してほしいと思います。

(事務局)

ターゲットについては、建築物を建てる際に盛り込む必要があるものという考え方がベースにあり、その上で高齢者、障害者等に対して基準を定めています。外国人への案内などは、望ましい整備指針の配慮すべき事項に記載しています。今回の付加条例化は、確認申請の審査することで強制力まで伴うので、後から改善することが困難なものと後から設置できるようなものの仕切りは必要であると考えています。

また、先ほどコストについての話がありましたが、設計者からは人街条例による規制は義務なのか努力義務なのかよくわからない部分があるので明確にしてほしいという意見を聞きます。付加条例を進める上でコストと違う部分が課題になっているのではないかと思います。

(委員)

コストがかかる部分では、兵庫県明石市では障害者差別解消推進条例が出来て、スロープや要約筆記の文字盤などに補助を出すことをしています。このよう

な動きは全国でも広がっているので、愛知県でも合理的配慮が必要なものに対して補助を出していけば、条例の啓発にもつながっていくのではないかと思います。

(委員長)

他はいかがでしょうか。

(委員)

基本的な考え方1の建築確認による審査にすることですが、不適合な場合に建築基準法上の措置がどのあたりまでかかるのでしょうか。

(事務局)

建築確認で審査することにより、建築基準法に位置づけられる規制や罰則がかかることとなります。既存建築物については、既存不適合の適用除外により規制がかかりません。新しく建築するものについては、適合しないものは建築確認申請が通らないので、着工できないこととなります。

建築基準法に位置づける方法として、バリアフリー法の付加条例を使うのか、建築基準法の建築基準条例を使うのかという課題があります。それぞれ規制強化の仕方や根拠法令の考え方などに課題があるため、現在、県の法務部門と調整を行っております。

(委員長)

他に意見等ございますか。法的な制度の調整についてはなかなか難しいと思います。付加条例の代替基準については、改めて調整していただきたいと思います。本日の議事は以上となります。全体を通して何かご質問やご意見等あればお伺いします。

(委員)

老人の立場からですが、公園などの外部から見にくい部分に対して、人目に付くような整備が必要でないかと思います。また、つまずいた際に近くに誰もいない場合もあるので、手助けしてもらえそうなものが何かあればよいのではないかと思います。

(委員長)

他にいかがでしょうか。いろいろな意見を頂きましたので、事務局は今後の取り組みに反映して頂くようにお願いします。それでは進行を事務局にお返しします。

(事務局)

委員長ありがとうございました。それでは、その他として情報提供等がございましたらご発言をお願いします。

3. その他

(委員)

議事は終了しましたが、皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

前回の議事録にもありますが、県内の学校についてバリアフリー化を行ってほしいとお願いをしてきました。

県内の高等学校が150校ある内、エレベータが付いているのは9校だけです。特にEVが付いていないということで、車いすの方が希望する高校を断念しなければならないといったことが増えています。希望する高校に行けるように、EV設置をお願いしたいと思います。障害者権利条約では、障害のある人もない人も平等に学べる環境を作り、そのために合理的配慮が必要であるとしています。障害者基本法でも、障害のあるなしに関わらず、同じように教育を受けられるよう配慮しなければならないとしています。

学校というのはただ単に子供が通う場ではありません。災害時には学校は防災拠点となり、その地域の住民が避難してきます。しかし避難所がバリアフリーになっていないため、未だに避難に支障があるところがあります。私の町では11月に避難訓練があり、スロープがないため、車いすの方が避難所に入れないということがありました。災害時には教室を避難室として使う場合もあり、EVの設置がなければ車いすを担いで登らなければなりません。こういった視点からもバリアフリー化を考えて頂きたいです。愛知県地域強靱化計画が平成28年3月に策定されました。避難所については耐震改修やバリアフリー化を行うこととしていますので、是非取り組んで頂きたいと思います。

障害者雇用の水増しが中央省庁で発覚しました。愛知県の知事部局では障害者の雇用水増しはありませんでしたが、教育委員会では392.5人と全国でも最

多の水増し数となっています。そのため雇用率が 1.07%と非常に少ない数字となっていました。知事は障害者雇用については、「率先して取り組まなければならない、行政で守られていないのは由々しき事態」とご発言されています。学校には子供だけではなく、先生にも障害のある方がおられます。そのためにも職場環境のバリアフリー化は必要不可欠なものです。民間の企業の障害者雇用については法的に定められ、雇用率を達成できなければ納付金を納付しなければならないとなっていますが、行政は対象になっていません。これでは車イスの先生が働ける環境にならないと思います。

学校のバリアフリー化について、委員の皆さんの意見を聞かせて頂きたいです。そして庁内の調整会議などで委員からこのような意見があったと取り上げて頂きたいと思います。

(事務局)

まず、県内の学校のバリアフリー化についてですが、既に教育委員会に話をされていると聞いておりますが、改めて推進委員会で話があったことを教育委員会に伝えます。

また、推進委員会は県に対してのご意見を委員から頂く場であります。各委員から頂いたご意見につきましては、担当課に伝えさせていただきます。

(委員)

委員の方々のご意見をお聞きしたいのですが、よろしいですか。

(委員)

意見を聞いて驚いたのは、EV が 150 校の内 9 校しかついていないとのことです。高蔵寺にはコンビニを含めてユニーの店舗が多くあります。高齢化が進んでいる町で階段のみでは、高層階に住む高齢者の生活に支障が生じます。高蔵寺ニュータウンでは高齢者の買物難民が増え、ネット販売の利用率が高くなっています。

EV やエスカレーターは高齢者にとって必須であると思います。家族や子供たちに対してもある方が良いと思っています。

(委員)

教育の場で施設が整っていないのであれば、改善するべきだと思います。私もその趣旨には同意いたします。鉄道事業者としても公共の鉄道駅等で努力をしていますので、社会全体でバリアフリーが広がっていくことが重要であると認識しています。

(委員)

私は地元で子供の見守り隊をしているのでよく学校に行きますが、学校に EV は一台もございません。校舎は4階建てのため、4階で会議がある場合は非常に大変です。学校の先生に理由を聞いたところ、施設のバリアフリー化は最近の言葉であり、古い建物だから EV が付いていないと言われました。EV を付ける計画については、予算もなく市も許可してくれないとのことでした。先に予算の話が出てしまうと何も言えなくなります。どうやったら EV を設置出来るのか考えてほしいです。

(委員)

私も趣旨に賛同します。現状を聞いてびっくりしました。私の通った学校で EV が付いていたのは大学が初めてでした。見えてないだけで、EV がないため行きたい学校に行けなかった人がいるのだと思います。どこでも教育を受ければいいという考え方から、受けたい学校で受けられるような発想に変えていかなければいけないと思います。

財政的なことは大切ですが、EV 設置の方向性を定め、少しずつでも進めていくことは出来ると思います。150 校中の 9 校では方向性が定まっていない状態だと思います。EV は階段の横に付けるものもあります。また、車イスの方のみではなく、妊婦、高齢者、けがをされた方にも必要な設備だと思います。学校は高齢者の多い病院などの施設とは違いますが、みんなにやさしい施設づくりを考えていく必要があると思います。

(委員長)

教育施設を専門にしているので、このことは深刻なことだと思っています。公共施設の中で学校は圧倒的に数が多いのにも関わらず、世の中で取り残された建物になっています。最近ではエアコンの問題もあります。以前はエアコンは贅沢

品で学校に付けるべきではないという意見もありました。また、街の中には洋式トイレが普及しているのに、学校ばかり和式が残っています。

すべての学校にEVを設置するのは財政的にも難しいと思います。代替措置として、1階で対応できるような方法を考えることも必要です。3～4階に上がれることは大切なことですが、既存の施設については、1階だけでもバリアフリー対応できるようにしたらよいと思います。30年代から40年代に作られた大量の学校にどう対応するのかということは、バリアフリーを含めて大切な問題だと思います。

(委員)

皆さんご意見ありがとうございます。今回意見を出したのは、これは教育の分野だけでないということを知ってもらいたいからです。教育、防災、雇用などのいろいろな部局にまたがってくることです。教育委員会だけでなく、愛知県としていろんな角度からEVの設置を検討してもらいたいということです。皆さんの意見からあったように、明日からEVを付けてほしいわけではなく、計画的に進めていただきたいと申しあげているわけです。

条例の改正については、人街条例だけを変えればどうにかなるわけではなく、関連する条例の改正や新たな条例の制定が必要であれば検討してください。予算措置についても、条例等がなければ予算措置ができないと思いますので、計画的に検討してください。そして教育委員会のみではなく、防災部局や労働部局でも検討頂きたいと思います。委員の皆様ありがとうございます。

(事務局)

推進委員会の場でこのような意見を頂いたということについて、伝えさせて頂きます。ありがとうございました。

4. 閉会

(事務局)

それでは、閉会にあたり課長の成田からご挨拶申し上げます。

【課長挨拶】

(事務局)

これを持ちまして本日の推進委員会を修了させていただきます。ありがとうございました。